

居宅介護支援・重要事項説明書 (兼契約書)

令和6年4月版



港寿楽苑
介護支援専門員()

令和 6 年 月 日

本書に基づいて、居宅介護支援の内容の説明を受け、居宅介護支援の利用に同意します。

① 【契約者】

住所		電話 番号	
氏名			

② 【代理人】（代理人を選任した場合のみ記載。不在の場合は空欄になります。）

住所		電話 番号	
氏名	続柄 ()		

③ 【立会人又は署名代行人】（不在の場合は空欄になります。）

住所		電話 番号	
氏名	続柄 ()		

※「立会人又は署名代行人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人又は署名代行人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

④ 【事業者】

住所	名古屋市港区寛政町6丁目10番地	電話	052-381-9931
名称	社会福祉法人昌明福祉会 港寿楽苑	FAX	052-398-8058
代表者	理事長 水谷 昌明		

第1部 重要事項説明書

1 居宅介護支援サービスの目的

居宅介護支援サービスは、お客様の心身の状態等に応じた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 事業所の概要

(1) 事業所の概要

法人名	社会福祉法人昌明福祉会
事業所名	港寿楽苑
介護保険指定番号	2371100211
所在地	名古屋市港区寛政町6丁目10番地
電話番号	052-381-9931
FAX番号	052-398-8058
管理者名	小栗 和子
担当圏域	名古屋市港区、中川区、熱田区
備考	

(2) 職員体制（令和6年4月1日時点）

	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1人	0人	1人	管理者は介護支援専門員を兼務
介護支援専門員	3人以上	0人	3人以上	常勤のうち1人は管理者を兼務
事務職員	1人	0人	1人	

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	平日	午前9時00分～午後5時40分
	土曜	午前9時00分～午後12時20分
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3）	
備考	24時間の連絡体制を確保し、利用者等の相談に対応する体制を確保しております。	

3 業務の流れ

<p>①重要事項説明書（兼契約書）の説明 重要事項の説明を行い、契約を締結します。「居宅サービス計画の作成依頼届」を市へ届け出ます。なお、手続きの為、介護保険被保険者証をお預かりします。</p>
<p>②状態の把握（アセスメント） 認定調査結果、主治医意見書及び基本情報などを基に、担当職員がお客様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。</p>
<p>③居宅サービス計画原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、居宅サービス計画原案を作成します。お客様に居宅サービス事業者を選定していただきます。</p>
<p>④サービス担当者会議の開催 関係する居宅サービス担当者を集め、サービス計画原案について検討します。お客様の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。</p>
<p>⑤居宅サービス計画書の交付 検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、居宅サービス計画書をお渡しします。</p>
<p>⑥居宅サービスの提供 居宅サービス計画に位置づけられたサービスが各々の居宅サービス事業者より提供されます。（別途各居宅サービス事業者との契約が必要です。）</p>
<p>⑦状況の把握（モニタリング） 居宅サービス計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月ご自宅を訪問して居宅サービス計画の実施状況の把握につとめます。</p>
<p>⑧給付管理 介護保険サービスの利用実績を確認します。</p>
<p>⑨介護報酬請求 介護報酬の請求事務などを行います。</p>

※その他、業務のより詳しい内容について説明を受けたい場合については担当介護支援専門員にお気軽に申し出ください。

4 利用料金

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援（ケアプラン作成業務）については介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。その他の所定の書類提出についての注意事項は下記のとおりです。

要介護認定等の代行申請	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。
居宅サービス計画の作成依頼届	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。

※ ただし、介護保険料の滞納により法定代理受領ができない場合は、国が定める金額をお支払していただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日区役所の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

* 特定事業所加算Ⅱを算定しております。

加算算定要件

- ① 利用者情報、留意事項伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催し、その概要を記録していること。
- ② 24時間連絡体制を確保し、かつ、利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ③ 特定事業所集中減算に該当していないこと。
- ④ 介護支援専門員1人あたりの利用者数が45名未満であること。（不当に特定の者に偏らないように配慮すること）
- ⑤ 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ⑥ 常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること。
- ⑦ 介護支援専門員に対し、計画的の研修を実施していること。
- ⑧ 地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑨ 介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑩ 多様化、複雑化する介護者支援に必要なとなる制度の事例検討会や研修等に参加すること。
- ⑪ 他法人が実施する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施すること。
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成していること。

5 相談窓口・苦情窓口

お客様相談窓口	電話番号	052-381-9931
	FAX番号	052-398-8058
	受付時間	午前9:00~午後5:40
	受付担当者	小栗和子
	解決責任者	水谷昌明
	第三者委員	野澤佐吉(浜松市北区引佐町白岩419番地 053-542-0413) 佐藤成俊(千種区光が丘 1-18-3 0568-88-1355)
愛知県国民健康保険団体連合会	所在地	名古屋市東区泉1丁目6番5号
	所管	介護保険課 苦情相談窓口
	受付時間	午前9:00~午後5:00
	電話番号	052-971-4165
	FAX番号	052-962-8870

各区区役所福祉課介護保険係といきいき支援センターでも相談できます

- ・ 港区役所福祉課介護保険係 (654-9709)
- ・ 港区西部いきいき (381-3260) ・ 港区東部いきいき (651-0568)
- ・ 中川区役所福祉課介護保険係 (363-4327)
- ・ 中川区西部いきいき (352-8258) ・ 中川区東部いきいき (354-8343)
- ・ 熱田区役所福祉課介護保険係 (683-9915)
- ・ 熱田区いきいき (671-3195)

6 緊急時の連絡先

当事業所は、居宅介護支援の実施に際してお客様の体調の急変等必要な場合には、すみやかにご家族への連絡その他の適切な措置を行うとともに、法令に基づき名古屋市その他関係機関への報告を行います。

7 賠償責任について

- ① 居宅介護支援の提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、お客様又はそのご家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。
- ② お客様又はそのご家族等が、自らの責めに帰すべき事由により、当事業所の従業員の生命、身体、財産及び名誉に損害に及ぼした場合は、相当の範囲内においてその損害を賠償していただきます。

- ③ その他紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所をもって第一管轄裁判所とします。

8 秘密の保持

- ① 当事業所は、その従業員が、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、その従業員が、退職後であっても、在職中に知り得たお客様又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ 当事業所は、お客様の個人情報を通常業務以外の目的で用い、あるいは第三者に提供する場合には、お客様の同意を得ることとします。ただし、当事業所は法令上定めのある場合やお客様又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要な範囲内で、個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとします。
- ④ 当事業所が居宅介護支援業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。また、この意見を求めた、主治医ないし歯科医師等に対して、居宅サービス計画を交付します。
- ⑤ 当事業所は、緊急時・災害時において生命・身体の保護のため、お客様の安否確認を、行政等に提供することができるものとします。
- ⑥ お客様が利用される居宅サービス事業所等から、お客様の服薬状況・口腔機能その他心身又は生活状況に係る情報を受けたとき、必要と認めるものを主治医もしくは歯科医師等又は薬剤師に提供します。

9 感染症および災害発生時の業務継続について

- ① 感染症や災害が発生した場合も、必要な介護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画の策定・見直しを行っています。

10 虐待の防止

- ① 当事業所は、介護保険法の目的の一つである、お客様の尊厳の保持・人格尊重が達成されるよう指針を整備し、定期的な委員会の開催や研修を行います。

11 連絡について

- ① お客様が、要介護認定の（変更）申請、住所の変更、介護保険施設・病院・有料老人ホーム等への入所・入院を行う場合は、当事業所に対し、速やかに連絡してください。

- ② お客様が病院等に入院される場合は、担当介護支援専門員の氏名と連絡先を、病院等へお伝えください。

12 居宅サービス事業所等の紹介等について

- ① 居宅介護支援の実施にあたって、お客様は、当事業所に対して複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所等について、その位置づけた理由を求めることができます。
- ② お客様が、主体的に居宅サービス事業所を選べる様当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を、別紙でお示しすると共に、情報公表制度に掲載いたします。

13 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる留意点について

お客様が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、お客様自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成により居宅介護サービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ お客様が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、お客様にとって必要な居宅介護サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容がお客様の認定申請の結果を上回る過剰な居宅介護サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後にお客様等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、お客様に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、お客様から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、お客様から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、居宅介護支援費をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、お客様は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ・ 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、お客様にご負担いただくこととなります。
- ・ 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額をお客様においてご負担いただくこととなります。

（第1部以上）

第2部 契約に関すること（重要事項説明書以外の部分）

【記載内容】

甲（お客様）…2頁①と同じ
乙（港寿楽苑）…2頁④と同じ

第1条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日の3日前までに、甲から更新を行わない旨の意思指示がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 乙は、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。そのため、甲は、乙が求めるときは、乙に介護保険被保険者証を提示します。

第2条（介護支援専門員）

乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を甲へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、甲にその名前を文書で通知します。また、甲の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第3条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 乙は、甲の要介護状態が解消された場合で、甲が希望する場合には、甲が引き続き介護予防サービスを受けられるように援助します。
- 2 乙は、甲が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。
- 3 乙は、前条の場合で甲が希望する場合は、要介護認定等の申請を甲に代わって行います。

第4条（施設入所への支援）

乙は、甲が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、甲に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第5条（協力義務）

- 1 甲は、乙が甲のために居宅介護支援の業務を遂行するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。
- 2 指定居宅介護サービス等にあたり、甲が正当な理由なくその利用の指示に

従わず、その要介護状態等の程度を増進させた場合、あるいは偽りその他不正の行為により保険給付の支給を受けまたは受けようとした場合には、乙は名古屋市に対し、その旨報告することがあります。

第6条（記録の整備・開示義務）

- 1 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間これを保存します。
- 2 甲は、いつでも前項の記録を閲覧ないし謄写することができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、乙は記録の閲覧ないし謄写の全部ないし一部を拒否することができます。
- 3 前項の謄写に際して、乙は甲に対し実費相当額を請求することができます。

第7条（契約の終了）

- 1 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は当然に終了するものとします。
 - (1) 甲が死亡又は介護保険法施行令第11条に規定する適用除外の施設等に入所するなど被保険者の資格を喪失した場合
 - (2) 甲が非該当又は要支援の認定を受けた場合
 - (3) 甲が認知症対応型グループホーム又は医療施設等に3か月間以上、入所・入院した場合
 - (4) 甲が、小規模多機能型居宅介護を受けた場合
 - (5) 甲が、老人福祉法による市町村の措置により、介護保険外サービスを受けた場合
 - (6) 甲が乙の通常事業の実施地域以外の地域に住所を移転した場合
 - (7) 乙が破産又は閉鎖等した場合
 - (8) 乙が指定居宅介護支援事業者に係る指定を取消し等された場合
 - (9) 第7条ないし第8条により、本契約が解約又は解除された場合
 - (10) 第1条の契約期間が満了し、更新されなかった場合
- 2 前条の規定により本契約が終了する場合で必要があると認められるときは、乙は、甲または他の指定居宅介護支援事業者に対し直近の居宅介護サービス計画及びその他の実施状況に関する書類を引き継ぐものとします。

第8条（お客様の解約権等）

- 1 甲は、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。この場合、甲は、3日以上予告期間をもって乙に文書で通知するものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 甲は、乙が、介護保険に関する法令及び本契約に定められた居宅介護支援

を提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、予告期間なく直ちに契約を解除することができます。

第9条（港寿楽苑の解除権）

乙は、甲が故意に法令違反ないし著しく常軌を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにかかわらず改善の見込みがないか、人の生命・身体・財産に重大な侵害を及ぼす危険が明らかなきときは、その理由を記載した文書を交付することにより、本契約を解除することができます。

第10条（契約に定めのない事項の処理）

この契約に定めのない事項が生じたとき、またはこの契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、介護保険法令ないし消費者保護法令その他関係法令に従い、甲と乙とは、お互いに誠意を持って協議して解決するものとし

（第2部 以上）